



就労定着支援って？



A. 就職後のサポートを目的としたサービスだよ。

就労定着支援は、[障害者総合支援法](#)に定められた[障害福祉サービス](#)のひとつだよ。障がいを持つ方が就労した先の働く環境や業務の内容に順応して、長く働けるようにサポートすることが目的なんだ。

就職後に出てきた悩みやトラブル(課題)に対して、就労定着支援員が障がいのある人と会社の間に立って、相談や助言などの必要なサポートを行うんだよ。

障がいのある人は、[就労移行支援](#)や[就労継続支援](#)、自立訓練などの支援を経て一般企業に就職が決まると、そこが一般就労のスタート地点となるよ。

だけどハードルが高いっていう人も出てくるんだね。

人間関係や生活リズムの変化に参ってしまっって仕事が続かなくなったりするんだ。

そこで、障がいのある人が就職した後に、不安や悩みが出てきたら、就労定着支援員がサポートして働きやすい職場づくりが出来るように、会社とも連携を取ってくれるんだ。

就労定着支援は「就職後のサポート」を目的とした障がい福祉サービスなんだね。

対象となるのは、[就労移行支援](#)、[就労継続支援](#)、[自立訓練](#)、[生活介護](#)などの障がい福祉サービスを利用して一般就労した障がいのある方、だよ。

利用期間は、就職7か月目から最長3年間で、[1年ごとの支給決定期間](#)の更新が必要になるんだ。

前年度の世帯の所得に応じて、[就労移行支援](#)と同じく[1割の自己負担](#)が発生するよ。

なぜ7か月目からか、っていうと、就職してから6か月の間は、利用した[就労移行支援事業所](#)、[就労継続支援A型事業所](#)、自立訓練事業所で就労定着支援を受けることができるからだよ。

7か月目からは、それまで利用していた就労移行支援事業所等とは別の事業所の就労定着支援を利用することも可能だけれどね。

就労定着支援は、一般就労している障がいのある方に対して、雇用に伴って生じてくる日常生活や社会生活を営むうえでの困り事の解決に向けたサポートをしてくれるよ。

就労定着支援員に相談することで、悩みや困りごとが解決しやすくなるかもしれないよ。

各方面とも連携を取りやすくなるから、チームでサポートできるメリットがあるね。

サービスを利用中に離職してしまうと利用資格がなくなってしまうんだけど、1か月以内に新しい職場で働き始めた場合は、1回に限り利用を継続できるよ。

でも、就労定着支援を利用するかどうかは利用者さんが決めることなんだよ。

利用してもしなくても、どちらでも構わなくて利用者さんの[意思が尊重](#)されるんだ。

[《MENU》](#)

[《生活介護というのは？](#)

[生活訓練ってというのは？》](#)

2022-12-05 掲載